

学校制度等決定までのプロセス

令和7年10月10日現在

			推進協議会	議 会	教育委員会・総合教育会議・ 課長会議
7 月	31	水	第 4 回推進協議会 アンケート結果を踏まえた協 議会の方向性の決定（仮）		
8 月	1	金			課長会議 第3回協議会の報告
	25	月	第 5 回推進協議会 地域説明会用資料の確認、 基本構想（ソフト）（案）を 提示		
	28	木			教育委員会・総合教育会議 協議会の進捗報告
	29	金		議会全員協議会 第 4 回、第 5 回の報告	
9 月	1	月			課長会議 第4回、5回協議会の報告
	24	火	地域説明会 南小		
	26	金	地域説明会 第 1 保		
	29	月	地域説明会 昭和中		
	30	火	地域説明会 大河原小		
10 月	1	月			課長会議（地域説明会途中報 告）
	2	木	地域説明会 東小、子育て、第 2 保		課長会議 地域説明会の報告
	10	金	第6回推進協議会 地域説明会まとめ、基本構想 （ソフト）決定(予定)、建設候 補地等(ハード)検討開始		
	31	金		議会全員協議会 第 6 回の報告	課長会議 第 6 回の報告
11 月	6	木			総合教育会議 基本構想（ソフト）決定予定
	中旬		第7回推進協議会 建設候補地等(ハード)検討		
基本構想策定 ⇒ 基本計画策定（約 2 年）⇒ 建設と同時進行で学校生活準備（約 2 年）					

※1 日程は、計画であるため変更があります。

※2 基本構想（ソフト）は、内容が教育課程等であるため、教育委員会及び総合教育会議の職務権限となりますので、そこでの判断となります。

※3 議会の議決が必要となる事項は、「昭和村立学校設置条例」の改正と関連予算になります。なお、条例の改正時期は建物が完成し、公用を開始する直前までに行われればよく、それぞれの自治体の事情に応じて判断すべきとなっています。しかし、条例を提出するには関連予算が的確に講ぜられる見込みが必要（地方自治法第222条の規定）となります。